

インフルエンザ受け入れ基準

『発症した後4日を経過し、かつ、解熱していれば利用可能』

(※学校保健法による登園停止期間の最終日に利用可能)

インフルエンザ経過表

発症後日数	発症日 0	1	2	3	4	5	6	7
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
あおぞら 利用可能	×	×	×	×	×	○解熱済	○	○

学校保健法による登園停止期間(最短)⇒
発症後5日経過かつ解熱後3日経過

【解熱とは原則として(解熱剤の使用なく)おおよそ37.5℃未満に解熱したこととしています】

インフルエンザと診断された場合の予約の取り方

「診療情報連絡票」の発症日を基準として、上記の経過表を参考に、
利用可能日をご確認のうえお電話下さい。

(インフルエンザの型・発症日・診断日をお尋ねします)

以下の場合にご連絡ください

- ・受診前に予約されていて、その後インフルエンザと診断された場合。
- ・利用前日に解熱していない場合。

<お知らせ>

診療情報連絡票が2020年4月より新しくなりました。詳しくはホームページをご覧ください。

ご質問等ございましたら、「病児・病後児保育室あおぞら」までお問い合わせください。

(電話番号:06-6155-6860
平日:8:00~18:00)